

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社いろはソフト（以下、甲という）は、本ソフトウェア使用許諾契約書に基づき本ソフトウェアの使用を許諾する。お客様（以下、乙という）は本ソフトウェアをご使用された場合、本契約書にご同意したものとする。

第1条（対象ソフトウェア）

- 1 本契約において許諾の対象となるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）は、本契約別紙1に定めるソフトウェアとする。また本ソフトウェアには、甲が提供するバージョンアップ版が含まれる。
- 2 本ソフトウェアの仕様、稼働環境、その他ソフトウェアの詳細は、本契約別紙2に定めるとおりとする。

第2条（配布許諾）

- 1 甲は、乙に対し、本ソフトウェアを、乙が購入したロイヤリティフリーライセンスによって、無制限のドメインにインストール、もしくは配布することを許諾する（以下「本許諾」という）。
- 2 本許諾にかかる本ソフトウェアの配布権は、非独占的であり、かつ、譲渡不能のものとする。

第3条（カスタマイズの許諾）

- 1 甲は、乙に対し、本ソフトウェアを、乙がカスタマイズを行い、かつ、ソースコードを開示しないことを許諾する。
- 2 甲は、乙の前項のカスタマイズ等の使用に関し、著作者人格権を行使しない。
- 3 乙は、本ソフトウェアに付随して乙が開発したカスタマイズ又はプラグインについての許諾条件は、乙が自由に定めることができる。

第4条（権利帰属）

- 1 本ソフトウェアの著作権、及び本ソフトウェアで実施されている発明、ノウハウ、その他の知的財産権は甲に帰属する。
- 2 前項にかかわらず、乙が乙の顧客のために独自に開発したカスタマイズ部分又はプラグインの知的財産権等については、乙に帰属する。

第5条（対価）

乙は、甲に対し、本件ソフトウェアの使用料として別紙1に定める金額を、甲の指定する銀行口座に送金する方法で支払う。

第6条（免責）

- 1 本ソフトウェアの選択および使用効果については、乙の責任とする。甲は、本ソフトウェアに関して一切の保証責任または瑕疵担保責任を負わない。
- 2 甲は本ソフトウェアの使用もしくは使用不能から生じるいかなる損害（事業利益の喪失、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損失についての損害を含む）に関しても、一切責任および義務を負わない。

第7条（協議）

本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙とも誠意をもって協議の上、信義に即して解決するものとする。

第8条（合意管轄）

本契約に関する争訟は、甲の本店所在地を管轄する裁判所をもって第1審の合意管轄裁判所とする。